

宮城県環境審議会

「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」推進部会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 環境審議会条例（平成 6 年宮城県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、宮城県環境審議会に「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 部会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略の策定及び改定に関すること。
- （2）その他環境審議会長が適当と認めた事項

（意見の聴取）

第 3 条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

（審議会への報告）

第 4 条 部会長は、環境審議会長が必要と認めるときは、調査審議の状況について環境審議会に報告し、その審議に付するものとする。

（庶務）

第 5 条 部会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。

【 参考 】



【環境審議会条例】

（部会）

第 7 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置く。

3 略

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、15 人以内とし、会長が指名する。

5～6 略

「みやぎゼロカーボンチャレンジ２０５０戦略」見直しスケジュール（案）

時期		審議会/部会の別	審議事項等
令和６年度	３月２６日	環境審議会	諮問、部会の設置
令和７年度	９月	部会	審議（論点整理について）
	１１月	部会	審議（見直し計画素案について）
	２月	部会	審議（見直し計画中間案について）
	３月	環境審議会	審議（見直し計画中間案について）
令和８年度		－	見直し計画案のとりまとめ
		－	意見照会（見直し計画案について） ・ パブリックコメント ・ 市町村
		部会	審議（見直し計画最終案について）
		環境審議会	審議（見直し計画最終案について）、答申